



熊本地方検察庁新聞 「ヒーゴタイムズ」 第1号発行！

みなさん、「検察庁」って知っていますか？公民の教科書の中で、刑事裁判について説明してあるところに「検察官」という言葉が出てくると思います。その「検察官」が働いているところが「検察庁」です。

みなさんに、「検察庁」のことや、みなさんが将来選ばれるかもしれない「裁判員制度」について知ってもらいたくて、熊本地方検察庁新聞「ヒーゴタイムズ」を作りました。

昨年度は、昨年12月から今年3月までの4回、熊本市内の公立中学校の3年生約7,000名に同新聞を配布していましたが、今年度は、熊本県内の公立中学校の3年生約1万8,000名に、2か月に1回の計6回、この新聞を発刊していきますので、ぜひ読んでください。

検察庁ってどんなところなの？

検察庁は、法務省に属し、**検察官**、**検察事務官**、**被害者支援員**などが働いています。

第1回目は、**検察官**の仕事について説明します。

検察官とは、検事（司法試験に合格）と副検事（検察事務官などの中から試験を受けて合格）がいます。また、検察官と同じような仕事をする検察官事務取扱検察事務官（検察事務官の中から選出）がいますが、検察官事務取扱検察事務官は、検事及び副検事よりは、比較的軽微な事件を取り扱います。

検察官は、主に警察から送られてきた事件の捜査（取調べ、現場の見分など）を行い、被疑者（犯罪を起したという疑いがある人）が本当に犯人なのか、被疑者が起した事件がどのような罪に当たるのかなどを見極めて、被疑者を裁判にかけられるのか（起訴）、裁判にかけられないのか（不起訴）を判断します。

そして、起訴すると裁判が始まります。検察官は、裁判所で、証拠（被害届、報告書、供述調書など）を提出するなどして、被告人（裁判にかけられた人）が犯罪を起したということを証明しなければなりません。このように、検察官の仕事は大変で責任感の大きいものなのです。

次回は、検察官の仕事について、さらに詳しく紹介します。

憲法週間
5月1日～7日
★5月14日（金）
検察庁見学会を開催★



参加者による取調べの様様

検察庁のホームページなどで募集した総勢36名を検察庁に招待して、見学会を開催しました。

見学会では、実際に、参加者の方に検察官役をしてもらい、捜査の1つである**取調べ**を体験してもらいました。

見学会参加者に、取調べなどの感想を聞いたところ

- ・嘘を言う被疑者を暴いていくのはおもしろいと思った
- ・真意を聞くことが難しかったが、検察官になりたいという気持ちが強くなった

などということでした。

みなさんの中で、検察庁を見学してみたい、又は、取調べを体験してみたいという方がおられましたら、気軽に企画調査課へお問い合わせください。

検察庁職員からのメッセージ ～次世代を担う少年たちへ～



私は、熊本地方検察庁に所属する検事です。検事の仕事とは、犯人を処罰する（起訴）だけだと思われがちですが、検事が捜査をして、捜査の対象となっている人物が犯人ではないと判断したり、その行為が犯罪に当たらないと判断した場合などは、処罰をしません（不起訴）。また、その人が犯罪を犯したことに間違いのない場合であっても、犯人の更生が期待できたり、犯人が被害者に謝罪をして、被害者の処罰感情が和らいだ場合などにも、犯人を処罰しないときがあります。ですから、検事には、納得がいくまで捜査をして、慎重に判断することが求められます。



なかなか真相にたどり着くことができず、しんどいこともたくさんありますが、多くの諸先輩方や職員の方々の助けを借りながら悪戦苦闘した末、納得のいく仕事ができたとときの充実感は素晴らしいものです。このような職業につけたことを非常に幸せに思っています。

判断を間違えないために大切なことは、まず自分の頭でしっかり考え、考えた内容を他人に説明して納得してもらえるところまでよく練ることと、他人の意見を謙虚に聞いて自分の考えを根本から見つめ直す柔軟さを持つことです。

みなさんは、これから進学や就職など人生において大切な決断を何度もしなければならぬと思います。自分の意見をしっかり持ち、他人の意見を謙虚に聞くことを忘れなければ良い結論を導き出すことができるとと思いますよ。【検察官検事】



熊本県内で、どれだけの少年が検挙・補導されているか知っていますか？

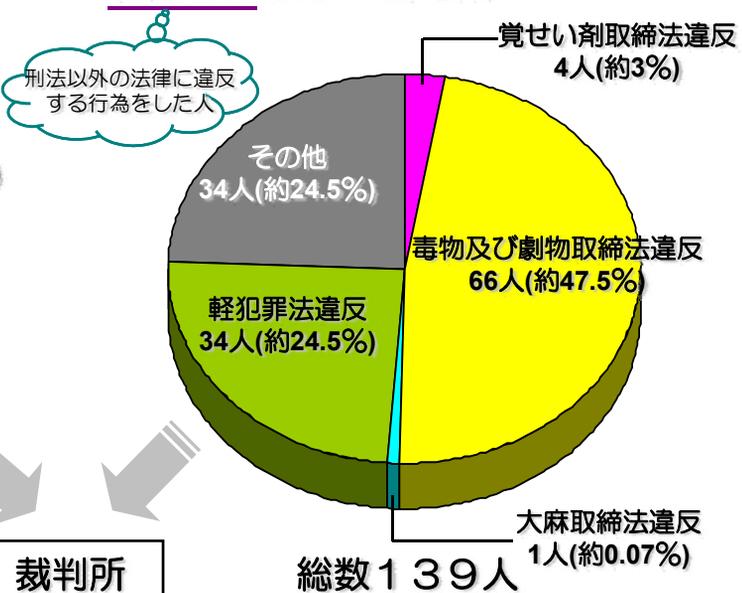
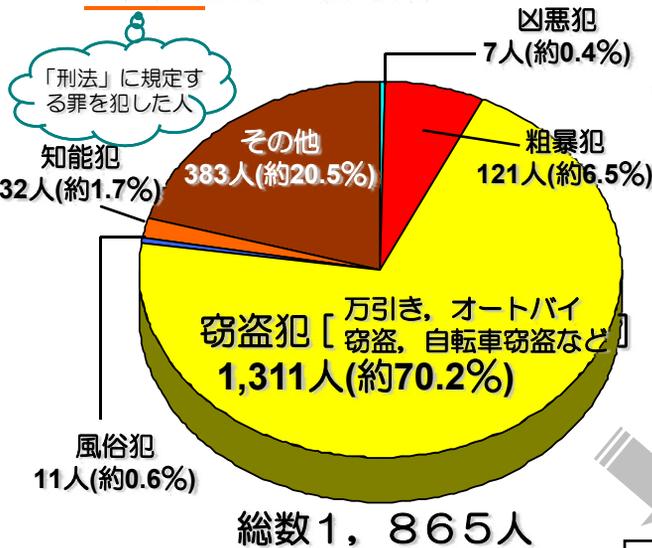
※なお、少年とは、20歳未満の人のことです。



昨年、熊本県内で、これだけの少年が検挙・補導されています！！

I 刑法犯 検挙・補導数

II 特別法犯 検挙・補導数



(注)
 凶悪犯→殺人, 強盗など
 粗暴犯→暴行, 傷害など
 知能犯→詐欺, 横領など
 風俗犯→強制わいせつなど

(注)
 毒物及び劇物取締法違反→シンナーの乱用など
 軽犯罪法違反→凶器の携帯など



少年院, 刑務所への収容など

自分自身が犯罪を起こす気がなくても、友達に誘われて犯罪を起こすというケースも数多くあります。みなさんには、友達から誘われても、その誘いを断る勇氣、その友達に犯罪をさせないように止める勇氣が求められています。